

改正

平成23年 8 月31日23千政契担発第119号

平成24年 3 月19日23千政契担発第392号

平成31年 1 月31日30千政契約発第488号

令和 2 年 3 月31日31千政契約発第697号

千代田区低入札価格調査要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10及び第167条の13並びに千代田区契約事務規則（昭和39年千代田区規則第 2 号。以下「規則」という。）第29条及び第40条の規定に基づき、一般又は指名競争入札において契約の適正な履行確保の観点から最低価格で入札した者に対して、その入札価格で契約内容に適合した履行が確保できるか否かについて調査し、調査の結果によっては最低価格で入札したもの以外の者を落札者とする場合（最低制限価格を設定する場合を除く。）の手續について必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第 2 条 次の各号に定める契約に関する入札に際して、契約担当者（規則第 2 条第 6 号に定める契約担当者をいう。以下同じ。）は、最低価格で入札をした者の当該入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかの調査を開始する基準とする価格（以下「調査基準価格」という。）を、当該契約ごとにあらかじめ定めることができる。

- (1) 最低制限価格を設定しない契約かつ予定価格が1,000万円以上の工事請負契約及び設計業務委託契約
- (2) 前号に定めるもののほか、予定価格が130万円を超える工事又は製造その他についての請負契約で区長が特に調査基準価格を設ける必要があると認めるもの

(調査基準価格及び失格基準価格)

第 3 条 調査基準価格は、予定価格の100分の90から100分の75までの範囲内において、当該契約の予定価格を構成する材料費、労務費、諸経費等の割合その他の条件を考慮して定める。ただし、特に必要があると認めるときは、上記の範囲外の価格を調査基準価格とすることができる。

- 2 契約担当者は、前項に定めるもののほか、調査基準価格の範囲内で、前条の契約の内容に適合した履行がされないと認められる価格（以下「失格基準価格」という。）を定めることができる。

この場合において、失格基準価格を下回る価格で入札が行われたときは、直ちに失格とする。

3 前2項の規定に基づき調査基準価格及び失格基準価格を定めたときは、その旨を規則第10条に定める事項とともに、規則第9条の規定に基づき公告する。ただし、指名競争入札の場合はこの限りでない。

4 前項の規定により定めた調査基準価格は、これを規則第19条に定める予定価格調書に予定価格とともに記載し、当該調書を封かんの上、開札場所に置かなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、電子入札案件にあっては、規則第19条ただし書の規定に従い、調査基準価格を電子入札サービスに登録するものとする。

(低入札価格調査委員会の設置)

第4条 失格基準価格以上調査基準価格未満の価格（以下「低入札価格」という。）による入札があった場合において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか審査するために、低入札価格調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、それぞれ次の各号に掲げる職にある者をもってあてる。

(1) 委員長 副区長

(2) 副委員長 行政管理担当部長

(3) 委員 契約課長、当該契約対象業務を主管する部長及び課長

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 委員長は、必要と認めた場合に、臨時委員を指名することができる。

6 委員会は、委員長が招集する。

7 委員会の庶務は、政策経営部契約課で処理する。

(入札の実施)

第5条 契約担当者は、入札の結果、最低価格が低入札価格であった場合には、入札者に対して落札の決定を保留する旨を宣言するとともに、落札者は後日決定することを周知させて、入札を終了させる。

(調査の実施)

第6条 契約担当者は、低入札価格の入札を行った者より、その価格によって契約の内容に適合した履行が確保できるか否かについて、次に掲げる事項を聴取するとともに、関係課等への照会な

ど必要な調査を行う。

(1) 第2条第1号の工事請負契約

- ア その価格により入札した理由及び入札価格の内訳書
- イ 対象契約に関連する手持ち工事、受託業務等の状況
- ウ 工事契約にあつては、契約対象工事箇所と入札者の事業所等との関連
- エ 手持資材及び資材購入先並びに入札者との関係
- オ 労働者の具体的供給
- カ 過去に受注した公共工事名及び発注者並びに履行状況
- キ 工事契約又は再委託を予定している契約にあつては、調査対象者が予定している第一次下請業者又は再委託先及び下請又は再委託予定金額
- ク 経営内容及び信用状態（建設業法（昭和24年法律第100号）違反の有無・賃金の不払い状況・下請代金の支払状況等）
- ケ 上記アからクまでに掲げるもののほか、契約担当者が特に必要があると認める事項

(2) 第2条第1号の設計業務委託

- ア その価格により入札をした理由及び入札価格に係る見積り内訳の検討
- イ 手持ち業務の状況
- ウ 過去に受注した同種の設計業務の契約額と業務原価の検討
- エ 経営内容
- オ 業務工程
- カ 業務組織計画
- キ 上記アからカまでに掲げるもののほか、契約担当者が特に必要があると認める事項

(3) 第2条第2号の契約

契約担当者が必要があると認める事項

(委員会への付議)

第7条 契約担当者は、前項による調査の結果を低入札価格審査議案兼審査書（別記様式1）として委員会に付議する。

(委員会の審査結果に基づく落札者の決定等)

第8条 委員会の審査の結果、当該入札者の入札価格で契約の内容に適合した履行がなされると認められたときは、政策経営部長は、当該入札者に落札者とする旨を通知する。

2 低入札価格調査委員会の審査の結果、当該入札者の入札価格で契約の内容に適合した履行がな

されないおそれがあると認められたときは、当該入札者を落札者とし、落札者とし
ない旨の通知をする。

3 前項の場合には、次順位者を落札者とし、その旨を通知する。ただし、次順位者の入札価格も
低入札価格であるときは、最低価格であった者の例によりさらに調査して決定するものとし、以
下落札者決定に至るまで順次同様とする。

4 入札日から落札者の決定までの標準の期間は、10日とする。ただし、前項ただし書の規定によ
る調査を要する場合は、当該調査ごとにさらに10日を加算する。

(審査結果の公表)

第9条 契約担当者は、低入札価格調査の結果について、当該入札経過調書に低入札価格調査結果
書（別記様式2）を付して閲覧に供する。

(監督・検査の強化)

第10条 契約担当者は、第8条第1項において落札者の決定があった場合は、適正な履行の確保を
図るため、関係課等と十分協議し、工事又は設計業務等の実施に当たっての監督及び検査等の強
化に努める。

(委任)

第11条 この要綱の実施について必要な事項は、行政管理担当部長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年6月29日以後に入札する案件から適用する。
- 2 前項の日以後に入札するもので、すでに公告をしたものに対する調査基準価格を定めた旨の通
知は、第3条第2項の規定にかかわらず、個別に口頭又は競争入札参加資格確認書にて通知する
ものとする。

附 則（平成23年8月31日23千政契担発第119号）

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

附 則（平成24年3月19日23千政契担発第392号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成31年1月31日30千政契約発第488号）

この要綱は、平成30年6月1日から適用する。

附 則（令和2年3月31日31千政契約発第697号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別記様式（略）